

はしがき

本書全体の問題設定と各論文の解題を兼ねて

1 研究の経緯

2019年、新型コロナウイルスが人類を襲う前の平和な時期に、破産者の実名や所在地をグーグルマップの上にピン付けして表示するという、いわゆる破産者マップ事件が表面化した。倒産処理手続は多数の利害関係人に影響があるので、倒産者のプライバシー保護よりも手続の存在と内容を知らしめる公開の必要性が優先される。しかし、それがインターネットを通じて拡散されると、倒産者に与える被害が大きくなりすぎることにもなる。この問題は特にネットを通じて注目を集め、社会問題となるに至った。

倒産処理に限らず民事紛争処理手続は、一方でプライバシーや企業秘密に深くかかわる内容でありながら、公開原則をとる判決手続のみならず、公告などを通じて外部への公開があり得ることから、情報の保護と公開との衝突が生じやすい。ネットワーク化とデジタル化が進んだ現代社会においては、こうした衝突がさらに先鋭化する。

本書は、以上のような問題意識の下で、民事手続法の研究者・実務家を中心とする研究組織（佐藤鉄男教授によって Justice in Information : JI 研と命名された）により、文部科学省科学研究費補助金・基盤研究（B）（平成29年度～令和2年度、研究代表者 町村泰貴、課題番号17H02473）を得て進めてきた共同研究の成果である。研究期間の後半は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けて研究活動が滞ったため、科研費の補助期間を1年延長するとともに、公益財団法人日弁連法務研究財団の研究助成（研究番号153）を得ることにより、研究の取りまとめまで活動を続けることができた。

2 解題

以下では、本書の中で論じられている問題を、解題を兼ねて、紹介していくこととする。

(1) 第1部「民事手続全般」（総論）

まず、町村泰貴「民事手続における情報の収集、提出、公開と保護との緊張関係」（第1章）は、上記の問題意識を発展させ、民事手続全体にわたる

問題状況を取り上げるものである。

次に、張子弦「中国の民事手続を変貌させる裁判IT化の動き」(第2章)では、知的財産関係事件や電子商取引関係事件に関する専門裁判所であったインターネット法院と、コロナ禍をきっかけに広まったオンライン裁判の発展過程を紹介し、その発展の理由や将来について展望を論じている。

長谷部由起子「発信者情報開示請求権を実現する裁判手続——『発信者情報開示の在り方に関する研究会』の提案を踏まえて」(第3章)では、2021年春のプロバイダ責任制限法大改正によって導入された発信者情報開示命令制度と従前からある発信者情報開示請求制度との関係について論じている。

(2) 第2部「判決手続」

判決手続における情報の利用と保護をめぐっては、酒井博行「弁護士会照会に対する報告をめぐる紛争の処理と民事訴訟」(第4章)が、弁護士法23条の2に規定された弁護士会照会の法的な意義をめぐって、具体的な裁判例に基づいて考察を行い、裁判における情報収集方法の在り方についての知見を得る。

次に、主として知的財産関連紛争において問題となる情報の利用と保護の相克問題に関するものとして、田邊誠「インカメラ(in camera)手続とインカメラ審理」(第5章)は、民事訴訟法上のインカメラ手続と知的財産関係のインカメラ手続について考察した後、情報公開訴訟におけるインカメラ審理の可否についての検討を行っている。

また、上向輝宜「知的財産権訴訟の今後の課題——自動運転技術を題材として」(第6章)は、特に知的財産関係訴訟における専門的知見の獲得方法として専門・集中部、調査官、鑑定などの制度の改革の経緯を追い、専門的ないし科学的な争点を含む訴訟で用いられる多様な情報収集手段の可能性と、将来的にAI(人工知能)関連技術が訴訟で取り上げられる場合の問題を提起している。

さらに、長島光一「知的財産紛争における情報の利活用制限の規律と実効性——秘密保持命令における議論と課題を踏まえて」(第7章)は、特に知的財産関係訴訟の特則にみられる秘密保持命令の運用に立ち入って考察を加え、その有効性について明らかにしている。

最後に、町村泰貴「判決情報・訴訟記録の公開可能性とオープンデータ化」(第8章)は、判決情報のオープンデータ化や訴訟記録の公開の在り方について、特に民事裁判のIT化との関係を踏まえながら将来的な展望を明らかにしている。

(3) 第3部「執行・倒産手続」

執行・倒産手続では、冒頭に紹介した破産者マップにみられるような公開とプライバシー保護のジレンマが顕著に現れるが、佐藤鉄男「破産者の個人情報——個人事件における破産公告の見直し」(第9章)がこの問題を正面から取り上げて、破産のもつ負のイメージの弊害を前提とした運用の必要、すなわち倒産公告の縮小の方向性を打ち出している。

橋本誠志「倒産手続における『情報資産』の合法性と破産管財人の責任——『環境汚染』から『情報資産』へのステップアップに向けて」(第10章)は、環境汚染を抱えて倒産した企業の管財業務をモデルに、企業が有する情報資産の適切な管理義務が管財業務の中でいかに扱われるべきかを検討したものであり、情報の保護と手続の関係に新たな視点を切り開いている。

次に、民事裁判のIT化の動きに触発されて判決手続以外の分野でもIT化が検討されるに至っているが、その中で杉本純子「倒産手続のIT化早期実現に向けて——『倒産手続のIT化に向けた中間取りまとめ』の概要と今後の展望」(第11章)は倒産手続IT化を追求する中で浮かび上がる問題点・課題を明らかにしている。

その倒産手続のIT化の一部ともなる債権者集会のオンライン開催に焦点を当てたのが鶴巻暁「民事再生手続における債権者集会のバーチャル開催の可能性の検討」(第12章)であり、コロナ禍の中で模索されてきた株主総会のオンライン開催に深い知見と経験を有する著者の検討が多くの知見をもたらしている。

執行・倒産については、比較法的な検討として稲垣美穂子「フランスにおける情報開示による経営難検知と倒産予防への取組み」(第13章)が倒産予防のための情報開示が倒産予防につながっているかどうかというフランスの状況を伝えている。

また張子弦「中国におけるオンライン競売の実情」(第14章)は中華人民

共和国（中国）のオンライン競売の現状と問題点を明らかにしている。いずれも日本の状況理解に大きな示唆をもたらすものである。

（4）第4部「家事調停・家事審判、裁判外紛争解決」

家事事件手続を取り扱う長屋幸世「家事手続に現れた情報の保護」（第15章）では、家事手続内での発言が時として人格攻撃になることもあり、それが手続外の場合で責任追及されれば、秘密は維持できなくなることが指摘されている。

また裁判外紛争解決手続（ADR）は仲裁も含めて非公開性が特徴とされているが、町村泰貴「裁判外紛争解決手続における公開と非公開」（第16章）では、手続に対する信頼獲得のために透明性が求められることや、特に行政型ADRでは和解の成否いずれの場合でも取扱事例の公表によって生じる波及効果を重視していることなどから、必ずしも非公開は貫徹できない状況を明らかにしている。

3 謝辞

研究会では、以上のテーマをそれぞれの担当者が報告して意見交換を行うほか、山木戸勇一郎・北海道大学准教授、星野豊・筑波大学准教授、中澤佑一・弁護士、北條孝佳・弁護士、山崎新・弁護士、住田浩史・弁護士、近森章宏・弁護士、曾我部真裕・京都大学教授、米田憲市・鹿児島大学教授、杉本和士・法政大学教授、趙宸一・北京康達弁護士事務所弁護士の方々に講演と貴重な情報提供をいただいた（所属・肩書きは当時のもの）。

また、公益社団法人日弁連法務研究財団の研究助成にあたりご尽力いただいた方々、特に事務局を務めていただいた伊豆隆義・弁護士、公開研究会の実施にあたり財団側への連絡の担当していただいた江原繁一氏、そして本書の出版にあたって多大なご助力をいただいた株式会社民事法研究会の大槻剛裕氏に、この場をお借りして感謝申し上げます。

令和3年8月

成城大学法学部教授 町村 泰貴

第1章

民事手続における情報の収集、提出、公開と保護との緊張関係

町村泰貴*

民事手続は、裁判の公開原則が適用になる判決手続のみならず、非訟に属する民事執行や倒産処理手続についても、各種の公告などを通じて事件の内容に関する情報が一般に公開される。非公開を原則とする家事事件手続も当事者が自分の事件を公表することは妨げられないし、ADRでも必ずしも非公開とは限らない。このように民事手続の種類により公開の程度や意義について様々ではあるが、現代社会では事件内容の秘匿を求める利益が強く求められるようになる一方で、デジタル化やネットワーク化による情報へのアクセス可能性や拡散可能性もまた大きくなっている。

本稿は、情報の秘匿と公開という正反対の傾向がそれぞれ強くなり、民事手続それぞれにおける公開性のあり方を見直す必要に迫られている現状を明らかにする。

1 はじめに

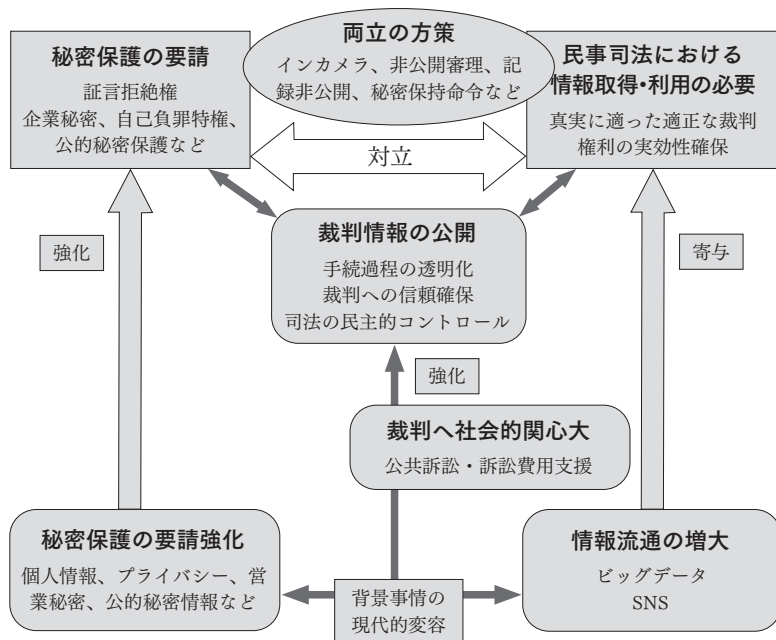
民事紛争処理手続は、情報を用いて民事上の紛争の解決を図るプロセスである。したがってその手続内では、紛争解決に有用な情報が利用可能でなければならない。しかし情報の利用に対しては、当該情報の秘匿に利益を有す

* 成城大学法学部教授

る者の立場が対立する。この対立は、紛争解決手続内の情報利用にとどまらず、手続の存在や内容の一般公開により、先鋭化していく。さらに、情報ネットワークの発達により社会における情報流通が激増し、また蓄積された情報の利用可能性が高まることによって、ますます利害対立が激しくなってきた¹。

こうした状況の下では、民事手続における情報の収集、利用、公開に関する法の内容も、解釈や立法を通じて変容することを余儀なくされる。同様の問題は、判決手続に限らず、民事手続のほぼ全域において生じている（〔図表1-1〕参照）²。

〔図表1-1〕 民事手続における情報の関係図



1 この問題意識については、既に町村泰貴「民事手続における情報の保護と利用」民訴64号（2018年）24頁以下において論じたところである。以下では、前稿として引用する。本稿は、この前稿と基本的な問題意識と対象分野を共通にする。したがって前稿と重なる部分は多いが、その公表後わずか2年余りでも、法的・社会的な変化は大きく、また共同研究所の所産である本書全体の問題意識でもあるので、あらためて論じるに至った次第である。

2 この問題に関しては、日本民事訴訟法学会でも、2007年の第77回大会において、上原敏夫教

本書はこうした問題意識の下で、民事手続の各分野における専門家との共同研究の結果を明らかにするものである。そして本稿では、この問題意識をさらに掘り下げることにより、全体状況を明らかにしたい。

以下では、紛争解決手続の基本たる判決手続（2）、執行・倒産手続（3）、そして家事事件および裁判外紛争解決手続（4）に分けて、情報の保護と利用³のバランスの在り方をめぐる状況を概観する。

2 判決手続

(1) 情報収集・証拠収集手段の拡充

当事者主義を基調とする判決手続においては、当事者が訴訟の解決に必要な情報を弁論や証拠提出という形で裁判所に提出し、裁判所がこれら広い意味での訴訟資料を判決において斟酌するという形で利用するとともに、公開主義の下で手続内の情報が広く公衆にも共有されている。このような基本的な構図の中で、近時は当事者の情報収集手段が拡大し、当事者が自ら保有する情報を公開法廷に提出するというだけでなく、相手方や第三者の保有する情報を公開法廷に提出させる権能が強化されてきた。

具体的には、文書提出義務に代表される証拠収集手段の拡充が、その代表的な例である。現行民事訴訟法制定前の大正民法において文書提出義務を規定した旧312条は、当事者が訴訟上で引用した文書を所持するとき（1号）、挙証者が実体法上引渡しまたは閲覧請求権を有する文書（2号）、そして挙

授を司会とするシンポジウム「民事裁判における情報の開示・保護」が開催され、その記録が民訴54号（2008年）79頁以下に掲載されている。本稿の問題意識はこのシンポジウムと大幅に重なるものである。また筆者が従前公表した関連する論考としては、日本民事訴訟法学会での個別報告をまとめた町村泰貴「民事手続における情報流通のあり方——当事者照会を中心に——」民訴45号（1999年）241頁がある。

3 本稿では、情報の収集、開示、裁判所への提出と審理判断における利用、そして一般への公開を含めて情報の利用と呼び、情報取得・開示に対する制限や拒絶、あるいは非公開での審理などを情報の保護と呼ぶこととする。

執筆者一覧

(執筆順)

※○：編者

- 町村 泰貴 成城大学法学部教授
(第1章、第8章、第16章)
- 張 子弦 琉球大学大学院法務研究科講師
(第2章、第14章)
- 長谷部由起子 学習院大学大学院法務研究科教授
(第3章)
- 酒井 博行 北海学園大学法学部教授
(第4章)
- 田邊 誠 広島大学名誉教授
(第5章)
- 上向 輝宜 志學館大学法学部講師
(第6章)
- 長島 光一 帝京大学法学部講師
(第7章)
- 佐藤 鉄男 中央大学大学院法務研究科教授
(第9章)
- 橋本 誠志 徳島文理大学総合政策学部准教授
(第10章)
- 杉本 純子 日本大学法学部教授
(第11章)
- 鶴巻 暁 弁護士(上條・鶴巻法律事務所)
(第12章)
- 稻垣美穂子 北海学園大学法学部准教授
(第13章)
- 長屋 幸世 北星学園大学経済学部教授
(第15章)

民事手続の中の情報

——情報化のジレンマに直面する手続法——

2021年11月18日 第1刷発行

定価 本体 4,800円＋税

編者 町村 泰貴

発行 株式会社 民事法研究会

印刷 株式会社 太平印刷社

発行所 株式会社 民事法研究会

〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿3-7-16

〔営業〕 ☎03-5798-7257 FAX03-5798-7258

〔編集〕 ☎03-5798-7277 FAX03-5798-7278

<http://www.minjiho.com/> info@minjiho.com

カバーデザイン／関野美香 ISBN978-4-86556-475-4 C3032 ¥4800E

組版／民事法研究会（Windows10 64bit+InDesign2021+Fontworks etc.）

落丁・乱丁はおとりかえします。